

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

脳神経内科及び救急科を新設するため。

伊丹市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する

条例（令和４年伊丹市条例第　　号）

伊丹市病院事業の設置等に関する条例（昭和４２年伊丹市条例第
２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「循環器内科」の右に「，脳神経内科」を，「病
理診断科」の右に「，救急科」を加える。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。